

主治医の方へ

1 診断書について

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」といいます。)について、ご本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

家庭裁判所は、後見開始等の審判をするには、ご本人の精神の状況を的確に把握する必要があり、そのため、制度利用の申立てにあたっては、ご本人の診断書を提出していただいております。依頼がありましたらよろしくお願ひいたします。なお、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、平成31年4月1日から診断書の改定(令和3年10月再改定)がされました。

2 診断書書式について

家庭裁判所は、医師の作成した診断書等を参考に、ご本人について、精神上的障害の有無や判断能力の低下の有無・程度について判断することになります。

「診断書(成年後見制度用)」の書式を利用して診断書を作成していただくようお願いいたします。

3 診断書記載ガイドラインについて

「診断書記載ガイドライン」は、後見関係事件の手続で家庭裁判所が判断する際の資料となる診断書の記載の一般的な基準を示したもので、それぞれの記載事項の意味や記載の要領を示しています。

また、後見ポータルサイト(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp>)から、「成年後見制度における診断書作成の手引」「診断書書式」(Word形式)のダウンロードができます。診断書作成の依頼があった場合のフローチャートや診断書記載ガイドラインに沿って作成した診断書記載例も掲載されていますので、ご参照ください。

4 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この本人情報シートは、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

本人情報シートの提供を受けた場合には、診断の参考資料としてご活用ください。なお、記載内容については、本人情報シートの作成者にお尋ねください。

1	氏名	男・女	
	年 月 日生 (歳)		
	住所		
2	医学的診断		
	診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)		
	所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)		
	各種検査		
	長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/>	点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
	MMS E	<input type="checkbox"/>	点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
	脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施)	<input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無		
	<input type="checkbox"/> あり		
	所見 (部位・程度等) :		
	<input type="checkbox"/> なし		
	知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施)	
	検査結果:		
	その他	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施)	
	検査結果:		
	短期間内に回復する可能性		
	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い	<input type="checkbox"/> 分からない
	(特記事項)		
3	判断能力についての意見		
	<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。		
	(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。		



(家庭裁判所提出用)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

()

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

()

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

()

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)